

	Q 質問	A 回答
本管工事	1 取付管の設置数について。	下水道から民地へつなぐ取付管は、設置基準として仮換地面積が500㎡以下であれば1箇所、500㎡を超えるごとに1箇所増設できます。
	2 敷地内の雨水も下水に接続してよいのか。	家庭から出た汚水をつなげる工事です。雨水は側溝へ流してください。
	3 工事は1つの業者にて行うのか。	路線ごとで異なります。区域ごとで何業者かに分けて進めていきます。交通規制等は調整し事前に回覧します。
	4 取付管申請書を提出した後、位置の変更は出来るのか。	工事に入る前に施工業者と立会をお願いします、最終確認を行っていただきます。確認の際にサインをいただきます。それまでは変更可能です。
	5 下水道工事で道路を掘る幅はどのくらいか。	埋設する下水道管が200mmの場合、1.05mになります。
	6 取付管の深さはどれくらいか。	本管より浅く接続されます。排水業者が宅内を調査して決定していきます。
	7 本舗装は全体的に行ってもらえるのか。	舗装の範囲について区画整理課と協議し決めていきたいと考えています。
	8 29年度以降の工事箇所について。	現在計画中のため、決まり次第回覧等で周知します。
負担金	9 下水道事業受益者負担金はいつ賦課されるのか。	下水道工事の進捗によって決まります。賦課の前年度の12月～2月に説明会を開催し、詳しく説明をさせていただきます。
	10 下水道事業受益者負担金の一括払いとは1年づつなのか、5年分一括納付なのか。	どちらも可能です。納付書が送られる毎年6月に納付方法を選択することが出来ます。
	11 農地の場合は下水道事業受益者負担金を賦課するのか。	継続して農地や山林であり、下水道利用の必要のない土地については、申請により特例で賦課対象から一時的に除外される場合があります。ただし、その土地へ家を建てるときなどは、必ず負担金が必要となり、支払いは一括納付のみで報奨金はつきません。
	12 下水道事業受益者負担金一括納付報奨金について。	現在負担金を5年一括払いしていただいた場合約13%の報奨金が出ます。ただし条例改正より廃止される場合もございます。
	13 下水道事業受益者負担金の対象面積とは仮換地面積のことか。	固定資産税と同様に仮換地面積での賦課となります。
宅内工事	14 接続柵についても自己負担なのか。	お客様負担となります。
	15 宅内の下水道への接続工事はのできる業者は。	宅内工事に関しては上下水道局が指定した排水設備指定工事店に依頼していただくことになります。上下水道局のホームページで確認できます。
	16 浄化槽を撤去して取付管に切り替える工事はいくらかかるのか。	現場条件と業者によって違うため、上下水道局が指定した排水設備指定工事店数社から見積をとり検討してください。見積をとるときは無料かどうか確認してください。
	17 浄化槽から下水道に切り替え後、不要となった浄化槽は、埋め殺してもいいのか。浄化槽を撤去する場合は自己負担なのか。	原則、埋め殺しは出来ません。浄化槽の撤去も自己負担となります。
	18 下水道の供用開始時期とはいつですか。	通常は、下水道事業受益者負担金を賦課した年度末以降に供用開始を予定しています。供用開始時には供用開始通知を送付します。
	19 現在浄化槽で生活されている人はすぐに下水道へ切り替えしないとイケないのか。	下水道の供用開始になったら下水道への接続義務となるため、遅延なく下水道へ切り替えていただくことになります。条例では5カ月です。
	20 下水道使用料はどのようなのか。下水道メータが設置されるのか。	水道使用水量によって下水道料金が決まります。下水道用メータはございません。
21 宅内柵に切り替えた場合においはどうなのか。	宅内柵についてはふたで密閉されているためにおいはありません。	